

令和7年度 石川労働局定期健康診断等業務委託契約書 (案)

委託者 支出負担行為担当官 石川労働局総務部長 秋葉 大輔 (以下「甲」という。)と受託者 ○○○○ ○○○○○○○○ ○○○○○ ○○ ○○ (以下「乙」という。)は、職員及び非常勤職員の定期健康診断等 (以下「健康診断」という。)業務の委託について、次の条項により契約を締結する。

(委託内容)

第1条 甲は、次に掲げる業務 (以下「業務」という。)を乙に委託し、乙はこれを受託する。

業務の名称：一般定期健康診断業務、定期特殊健康診断業務

業務の内容：別紙「石川労働局定期健康診断等業務委託」仕様書 (以下「仕様書」という。)

のとおり

(委託料)

第2条 業務の委託料 (以下「委託料」という。)の単価 (消費税額及び地方消費税額を除く)は、別表「一般定期健康診断等料金表」に記載されている金額とする。

(委託期間)

第3条 健康診断の委託期間は令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

(健診担当機関)

第4条 健康診断を担当する甲の機関 (以下「健診担当機関」という。)は、総務部総務課総務係とする。

(実施方法)

第5条 乙は、この契約及び仕様書に基づき、業務を誠実に実施しなければならない。

2 乙は、業務を実施するときは、あらかじめ健診担当機関と健診日時、会場その他健康診断の詳細について協議するとともに、必要な指示を受けるものとする。

3 乙は、業務責任者等について、仕様書に基づき、甲に報告しなければならない。

(実地調査等)

第6条 甲は、本業務の実施状況を確認するため、乙の作業場所やデータ保管場所の立入調査を行うことができる。併せて、乙に対して所要の報告若しくは資料の提出を求め、又は、必要な指示をすることができる。

(結果報告)

第7条 乙は業務を完了したときは、成果物について、誤謬や過不足がないことを検査したうえで、遅滞無く業務の結果を甲に報告しなければならない。

(検査)

第8条 甲は、前条の結果報告があったときは、業務の結果について検査を行うものとする。

(委託料の請求)

第9条 乙は、前条の検査に合格したときは、速やかに第2条の規定により金額を集計し、これに消費税及び地方消費税額を加えた金額を 官署支出官 石川労働局長 (以下「丙」という。)に請求するものとする。

乙は、請求の際、料金単価に数量を乗じた額に消費税及び地方消費税額を加算したときに、端

数が生じた場合には、円未満を切り捨てるものとする。

(請求内訳)

第10条 乙は、前条の請求書を発行する際、当該請求にかかる内訳書を添付しなければならない。

(委託料の支払及び支払遅延利息)

第11条 甲は、乙から提出された第9条の請求書が適正であると認めたときは、請求書を受理した日から起算して30日以内に委託料を乙に支払うものとする。

2 甲が、前項の期限までに対価を支払わないときは、その翌日から起算して支払う日までの日数に応じ、当該未払金額に対し昭和24年12月大蔵省告示第991号「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件」に定める率により計算して得られた額（百円未満切捨）を遅延利息として乙に支払うものとする。

(契約保証金)

第12条 会計法第29条の9、予算決算及び会計令第100条の3により免除する。

(損害の負担)

第13条 業務の実施に関し生じた損害は乙の負担とする。ただし、その損害発生が健康診断を受ける職員の責に帰すべき理由による場合は、この限りではない。

(権利の譲渡等の制限)

第14条 乙は、この契約に係る権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。ただし、売掛金債権担保融資保証制度に基づく融資を受けるに当たり信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社及び信託業法（平成16年法律第154号）第2条第2項に規定する信託会社に対し債権を譲渡する場合はこの限りでない。

2 乙は前項ただし書の規定による債権譲渡をすることとなったときは、速やかにその旨を書面により甲に届け出なければならない。

(再委託)

第15条 乙は、業務の全部を第三者（乙の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託することはできない。

2 乙は、再委託する場合には、様式1により甲に再委託に係る承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該再委託が50万円未満の場合は、この限りでない。

3 乙は、業務の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該第三者（以下「再委託者」という。）の行為について、甲に対しすべての責任を負うものとする。

4 乙は、業務の一部を再委託するときは、乙がこの契約を遵守するために必要な事項について本契約書を準用して、再委託者と約定しなければならない。

(再委託先の変更)

第16条 乙は、再委託先を変更する場合、当該再委託が第15条第2項のただし書に該当する場合を除き、様式2の再委託に係る変更承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

(履行体制)

第17条 乙は、再委託の相手方から更に第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又

は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した別紙1の履行体制図を甲に提出しなければならない。

2 乙は、別紙1の履行体制図に変更があるときは、速やかに様式3により履行体制図変更届出書を甲に届け出なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、届出を要しない。

- (1) 受託業務の実施に参加する事業者（以下「事業参加者」という。）の名称のみの変更の場合
- (2) 事業参加者の住所の変更のみの場合
- (3) 契約金額の変更のみの場合

3 前項の場合において、甲は本契約の適正な履行の確保のため必要があると認めたときは、乙に対して変更の理由等の説明を求めることができる。

(通報窓口の周知)

第18条 乙は、仕様書で定める厚生労働省の通報窓口について社内で説明・周知するとともに、説明・周知した結果を仕様書別紙様式1により甲に報告すること。

(遅滞料)

第19条 甲は、乙が履行期間内に業務を完了しないときは、履行期間の翌日から起算した遅滞日数に応じその未納付分に相当する金額に対し年3.0パーセントの割合で計算した額を遅滞料として徴収するものとする。

(納期の無償延期)

第20条 乙は、天災地変その他乙の責に帰し得ない事由によって、履行期間内に業務を完了できないときは、甲に対して、その事由を詳記して期限の延期を申請し、許可を得なければならない。

2 前項の場合において、甲は、その事由が正当であると認めたときは、前条の規定にかかわらず、遅滞料を免除することができる。

(機密保持)

第21条 乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の職員が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、本件業務を実施するに当たっては、個人の権利権益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

2 乙は、本件業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

3 乙は、本件業務のために個人情報を収集するときは、本件業務を実施するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

4 乙は、本件業務に関して知ることのできた個人情報の漏洩、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

5 乙は、甲の指示がある場合を除き、本件業務に関して知ることのできた個人情報を健康診断の目的以外に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

6 乙は、本件業務に従事しているものに対して、在職中及び退職後において、その業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、又は本件業務以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

7 本業務で作成したデータ等については、業務の終了に伴い不要になった場合又は甲から廃棄の指示があった場合には、回復が困難な方法により速やかに廃棄し、仕様書別紙様式2により甲に

提出すること。

- 8 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(法令の遵守)

第22条 乙は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守し、廃棄物の適正な処理等に努めることとし、甲からの廃棄物の処理状況等に関する報告を求められた場合は速やかに報告しなければならない。

(契約の解除)

第23条 甲は次の各号の一に該当する事由が発生したときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙がその責に帰する理由によりこの契約に違反したとき
- (2) 乙が故意又は重大な過失により甲に損害を与えたとき
- (3) 乙がこの契約を履行することができないと認められるとき

2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対してその賠償を請求することができないものとする。

3 甲は、乙について民法第542条各項各号に定める事由が発生したときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。

4 甲による本契約又は民法の各規定に基づく解除は、当該解除の理由に係る甲又は乙の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、これを行うことができるものとする。

(属性要件に基づく契約解除)

第24条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第25条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (ア) 暴力的な要求行為

- (イ) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (ウ) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (エ) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為
- (オ) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第26条 乙は、前二条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前二条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再委託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約しなければならない。

(下請負契約等に関する契約解除)

第27条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(契約解除に基づく損害賠償)

第28条 甲は、第24条、第25条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第24条、第25条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第29条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(談合などの不正行為に係る解除)

第30条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の2第13項若しくは第16項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき
- (2) 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の3若しくは同法第198条

又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき(乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。)

- (3) 競争参加資格を有していなかったこと、又は競争参加資格等に係る申立書に虚偽があったことが判明したとき
- (4) 乙又はその役員若しくは使用人が厚生労働省が所管する法令に違反したことにより、送検され、行政処分を受け、又は行政指導を受けたとき
- (5) 第3項の規定による報告を行わなかったとき

2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

3 乙は、第1項第3号又は第4号の事実(再委託先に係るものを含む。)を知った場合には、速やかに甲に報告しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第31条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金(損害賠償金の予定)として、甲の請求に基づき、請負(契約)金額(本契約締結後、請負(契約)金額の変更があった場合には、変更後の請負(契約)金額)の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2(同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令に係る行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)に定める期間内に抗告訴訟の提起がなかった(同訴訟が取り下げられた場合を含む。)又は当該訴訟の提起があった場合において同訴訟についての訴えを却下し、若しくは棄却の判決が確定したとき

(2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)、第2項又は第4項及び第20条の2から第20条の6の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令に係る行政事件訴訟法に定める期間内に抗告訴訟の提起がなかった(同訴訟が取り下げられた場合を含む。)又は当該訴訟の提起があった場合において同訴訟についての訴えを却下し、若しくは棄却の判決が確定したとき(独占禁止法第63条第2項の規定により当該納付命令が取り消された場合であっても影響を及ぼさない。)

(3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき

(4) 乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき

(5) 前条第1項第3号、第4号又は第5号のいずれかに該当したとき

2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)、第2項又は第4項の規定による納付命令(独占禁止法第7条の2第7項、第8項又は第9項の規定の適用がある場合に限る。)を行い、当該納付命令に係る行政事件訴訟法に定める期間内に抗告訴訟の提起がなかった(同訴訟が取り下げられた場合を含む。)又は当該訴訟の提起があった場合において同訴訟についての訴えを却下し、若しくは棄却の判決が確定したとき(独占禁止法第63条第2項の規定により当該納付命令が取り消された場合であっても影響を及ぼさない。)

(2) 当該刑の確定において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき

(3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき

3 乙は契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき請求することを妨げない。

(違約金に関する遅延利息)

第32条 乙が前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(厚生労働省所管法令違反に係る報告)

第33条 乙は、乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合は、速やかに甲に報告する。

(契約の解除等)

第34条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、催告その他の手続を要せず、乙に対する書面による通知により、本契約の全部又は一部を解除することができる。

1 乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されたとき。

2 乙が本契約締結以前に甲に提出した、厚生労働省所管法令違反に関する自己申告書に虚偽があったことが判明したとき。

3 乙が、乙又はその役員若しくは使用人が第1号の状況に至ったことを報告しなかったことが判明したとき。

本契約の再委託先について前項の状況に至った場合も、同様とする。

(厚生労働省所管法令違反に係る違約金)

第35条 第34条の規定により甲が契約を解除した場合に、乙は、違約金として、甲の請求に基づき、契約金額(本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額)の10分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。

3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(納品物が契約の内容に適合しない場合の措置)

第36条 甲は、第8条に規定する納品検査に合格した納品物を受領した後において、当該納品物が契約の内容に適合していないこと(以下「契約不適合」という。)を知ったときから1年以

内に（数量又は権利の不適合については期間制限なく）その旨を乙に通知した場合は、次の各号のいずれかを選択して請求することができ、乙はこれに応じなければならない。なお、甲は、乙に対して第2号を請求する場合において、事前に相当の期間を定めて第1号の履行を催告することを要しないものとする。

- (1) 甲の選択に従い、甲の指定した期限内に、乙の責任と費用負担により、他の良品との引換え、修理又は不足分の引渡しを行うこと
 - (2) 直ちに代金の減額を行うこと
- 2 甲は、前項の通知をした場合は、前項各号に加え、乙に対する損害賠償請求及び本契約の解除を行うことができる。
- 3 乙が契約不適合について知り若しくは重大な過失により知らなかった場合、又は契約不適合が重大である場合は、第1項の通知期間を経過した後においても、なお前2項を適用するものとする。

(疑義等の決定)

第37条 この契約について疑義が生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、解決するものとする。

2 本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関する一切の紛争については金沢地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(存続条項)

第38条 本契約の効力が消滅した場合であっても、第13条、第21条、第23条、第26条、第28条、第30条、第31条、第32条、第35条、第37条及び本条はなお有効に存続するものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和〇年〇月〇日

甲 石川県金沢市西念3丁目4番1号
支出負担行為担当官
石川労働局総務部長 秋葉 大輔 印

乙 ○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○ ○○○○○○○○
○○○○○ ○○ ○○ 印

別表

一般定期健康診断等料金表

検査項目		人数 (人)	単価 (消費税抜)	合計
一般定期健康診断	1 一般健診(基本健診) ・業務歴、既往歴の調査、自・他覚症状の有無の調査 ・身体計測(身長・体重)、肥満度(BMI 体格指数)、腹囲 ・視力検査、聴力検査(1000Hz・4000Hz) ・尿検査(蛋白、糖) ・血圧測定、胸部エックス線検査	380	円	円
	2 心電図検査	380	円	円
	3 血液検査	380	円	円
	4 胃検査	200	円	円
	5 便潜血反応検査	200	円	円
	6 喀痰細胞診	5	円	円
	7 風しん抗体検査	30	円	円
特別定期健康診断	8 VDT 健診	250	円	円
一時検査後の再検査	9 肺 CT 検査	1	円	円
	10 全大腸内視鏡検査	3	円	円
	11 空腹時の血中グルコースの量の検査 ・ヘモグロビン A1c 検査 ・微量アルブミン尿検査 ・負荷心電図検査または胸部超音波検査 ・頸部超音波検査 ・空腹時の血清総コレステロール検査 ・空腹時の HD コレステロール検査 ・空腹時の中性脂肪検査	1	円	円
	12 胃部内視鏡 (ポリープ等があった場合の病理検査は含まれていません。)	1	円	円
特別定期健康診断	13 電離放射線健康診断	5	円	円
			合計	円

様式1

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
石川労働局総務部長 殿

名称
代表者氏名

再委託に係る承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

1. 委託する相手方の商号又は名称及び住所
2. 委託する相手方の業務の範囲
3. 委託を行う合理的理由
4. 委託する相手方が、委託される業務を履行する能力
5. 契約金額
6. その他必要と認められる事項

様式2

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

石川労働局総務部長 殿

名称

代表者氏名

再委託に係る変更承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

1. 変更前の事業者及び変更後の事業者の商号又は名称及び住所
2. 変更後の事業者の業務の範囲
3. 変更する理由
4. 変更後の事業者が、委託される業務を履行する能力
5. 契約金額
6. その他必要と認められる事項

様式3

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

石川労働局総務部長 殿

名称

代表者氏名

履行体制図変更届出書

契約書第17条の規定に基づき、下記のとおり届け出します。

記

1. 契約件名（契約締結時の日付番号も記載のこと。）
2. 変更の内容
3. 変更後の体制図

履行体制図

【履行体制図に記載すべき事項】

- ・各事業参加者の事業名及び住所
- ・契約金額（乙が再委託する事業者のみ記載のこと。）
- ・各事業参加者の行う業務の範囲
- ・業務の分担関係を示すもの

【履行体制図の記載例】

事業者名	住所	契約金額	業務の範囲
A	石川県〇〇市・・・	円	
B			

